

千代田区観光協会 バナー広告掲載 規約

(趣旨)

第1条 この要綱は、千代田区観光協会(以下「観光協会」という。)が、インターネット上に公開しているWebサイトへのバナー広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 観光協会のWebサイトに掲載するバナー広告は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 観光協会Webサイトの公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの。
- (3) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの。
- (4) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの。
- (5) 政治活動、宗教活動、選挙、意見広告又は個人宣伝に係るもの。
- (6) その他、広告の内容が適当でないと観光協会が認めるもの。

(広告掲載の位置)

第3条 広告の掲載は観光協会Webサイトのトップページとし、その位置は観光協会が指定する。

(広告掲載期間)

第4条 バナー広告を掲載する期間は、観光協会が指定する期間とする。なお、観光協会が特に認めた場合は、更新して掲載することも可能とする。

2 バナー広告を掲載する開始日(以下「広告掲載開始日」という。)は、原則として契約完了月の翌月1日とする。

3 バナー広告を掲載する終了日(以下「広告掲載終了日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の末日とする。

4 バナー広告掲載期間中、観光協会の都合でWebサイトを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、広告掲載費を返還する。ただし、閉鎖日数が5日未満の場合は、掲載費の返還は行わない。

(広告掲載の申込及び決定)

第5条 広告掲載希望者は、バナー広告掲載申込書(第1号様式)を、観光協会に提出しなけ

ればならない。

2 観光協会は、前項の申込書を受理したときは、広告掲載の可否を決定し、バナー広告掲載・不掲載決定通知書(第2号様式)により申込者に通知する。また広告の申込が当該広告掲載件数を超えた場合には、選考を行う。

3 前項の規定に基づく掲載決定の通知を受けた掲載申込者(以下「広告主」という。)は観光協会の指定する方法により広告バナーを作成し、観光協会が指定した期日までに提出するものとする。その作成経費は広告主の負担とする。

(広告の掲載料)

第6条 バナー広告の掲載料は1枠につき、下記のとおりとする。

(1) 日本語・英語の両ページに掲載する場合、月額10,000円とする。

(2) 日本語または英語の一方のみのページに掲載する場合、月額7,000円とする。

2 広告主が観光協会にバナー広告を作成委託した場合には、観光協会に別途バナー広告制作委託料を支払わなければならない。

(広告掲載料の納入)

第7条 広告主は観光協会の指定する期日までに、前条に定める広告料を一括して前納するものとする。

(広告の規格)

第8条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 画面表示(大きさ)は、左右170ピクセルで、上下60ピクセルとする。

(2) データ容量は、15KB以内とする。

(3) データの保存形式(種類)は、JPG、PNGまたはGIF形式とし、GIFアニメやFLASHは不可とする。

(広告掲載料の返還)

第9条 広告掲載料及び広告制作委託料は、返還しない。ただし、観光協会の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りではない。

(広告掲載の取りやめ申請)

第10条 広告主は、広告の掲載を取りやめようとするときは、バナー広告掲載取消申出書(第3号様式)により観光協会に提出しなければならない。

(広告掲載の取消)

第11条 観光協会は、次の各号に該当する場合、広告掲載期間中であっても、広告を取り

消すことができる。

(1) 広告主のW e b サイトが、閉鎖されたとき。

(2) 広告主のW e b サイトの内容が、広告掲載申込時から変更され、第2条の規定に反する状態にいたっていると判断したとき。

(3) その他、広告主の反社会的行為又は非社会的行為等広告主に関係する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不適當であると判断したとき。

(4) 当該広告を掲載することで、観光協会W e b サイトの公共性を害するおそれが生じたとき。

(5) 広告掲載料を所定期日までに支払われなかったとき。

(6) 広告主から広告掲載取消の申し出があったとき。

(損害賠償請求)

第12条 前条各号に該当する事由により観光協会が被害を被った場合は、観光協会は広告主に対し損害賠償請求を行うことができるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は観光協会が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

2 第6条に定める観光協会会員のバナー広告掲載料については、平成23年度・24年度・26年度に限り、月額5,000円とする。

3 第6条に定める観光協会会員のバナー広告掲載料については、平成25年度に限り、月額8,000円とする。

4 第6条に定める観光協会会員のバナー広告掲載料については、平成27年度以降、月額5,000円とする。

5 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。